

**船堀四丁目地区第一種市街地再開発事業に係る
事業提案方式による特定業務代行者の募集について**

2026年7月21日

船堀四丁目地区市街地再開発組合
理事長 小原 健児

東京都江戸川区船堀四丁目において施行を予定している「船堀四丁目地区第一種市街地再開発事業(庁舎棟は除く)」における特定業務代行者を募集するものです。

1. 業務範囲

- ①施設建築物(民間棟)の設計業務
- ②施設建築物(民間棟)の監理業務
- ③施設建築物(民間棟)の新築工事等
- ④公共施設の整備工事
- ⑤工事施工に係るその他業務
- ⑥公共施設の設計支援業務
- ⑦未処分保留床の最終処分責任
- ⑧本事業推進のための支援業務

2. 応募の条件・資格・方法等について

- ①この募集には、「単体の企業」又は複数の企業で構成される「共同企業体」にて応募することができます。
- ②この応募に係る詳細な条件、応募の資格や方法等は、別途、「応募手続要領」に定めています。

3. 応募登録及び事業提案の手順について

- ①応募する企業は、下記の「公益社団法人全国市街地再開発協会」ホームページ内の「協会からのお知らせ」欄に掲載している「応募手続要領」をご一読のうえ、同欄の「応募関係書類(様式集)」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、2026年8月4日(火)17時までに「船堀四丁目地区特定業務代行候補者選定審査委員会事務局(公益社団法人全国市街地再開発協会)」に、直接、持参してください。なお、期限を過ぎての申込みは一切受け付けません。
- ②応募関係書類の受付後、応募登録者を対象に事業提案内容等に関する具体についての個別説明会を開催します。この説明会では、事業提案要領に加え、当事業の計画書や設計関係図書等の提案参考資料を配付します。
- ③応募登録者は、この事業提案要領等に基づき、所定の期日までに事業提案書を作成のうえ、ご提出ください。

【船堀四丁目地区特定業務代行候補者選定審査委員会 事務局】
〒105-0004 東京都港区新橋6丁目14番5号 SW 新橋ビル3階
公益社団法人全国市街地再開発協会
担当：藤井、尾畑、神谷
URL：<https://www.uraja.or.jp>